

令和7年度 第4回静岡県環境審議会水循環保全部会 会議録

日 時	令和8年1月9日（金）午前10時00分から午前11時30分まで
場 所	静岡県庁 別館9階第二会議室
出席者 職・氏名	<p>委員（敬称略）（9名） 浅見佳世、今泉文寿、絹村敏美、蔵治光一郎、田中博通、谷幸則、藤川格司、山川陽祐、山本早苗</p> <p>事務局（県側出席者）（4名） くらし・環境部環境局水資源課 望月課長、密岡班長、小長井主査、亀澤主任</p>
議 題	<p>太田川圏域流域水循環計画の策定について</p> <p>(1) 太田川圏域流域水循環計画（案）について</p> <p>(2) 環境審議会への報告について</p>
配付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度第4回環境審議会水循環保全部会 次第 ・ 出席者名簿 ・ 座席表 ・ 太田川圏域流域水循環協議会の協議経緯等 【資料1】 ・ 太田川圏域流域水循環計画（案） 【資料2】 ・ 太田川圏域流域水循環計画の策定について（報告） 【資料3】

事務局 定刻になりましたので、ただ今から、令和7年度第4回静岡県環境審議会水循環保全部会を開催します。本日の司会を務めます、水資源課班長の密岡です。よろしくお願いいたします。

本日の部会は、委員9名中2名の方がウェブでの御参加ですが、9名全員の御出席をいただいておりますので、静岡県環境審議会条例第6条第2項の規定により、部会が成立していることを御報告いたします。

それでは、次第に従い進めてまいります。まずは開催に当たりまして、水資源課長の望月課長より御挨拶を申し上げます。

望月課長 皆さん、改めまして、おはようございます。水資源課長の望月です。本日はお正月休み明けのお忙しいところ、当部会に御出席いただきましてありがとうございます。本年も昨年同様、御指導のほど、よろしくお願いいたします。

前回の部会ですが、11月26日に太田川圏域流域水循環計画の2回目の審議

をお願いし、圏域の理念や指標等について御審議いただきました。委員の皆様方からは様々な観点から御意見を賜りましたことを、心より御礼申し上げます。

今回の部会ですが、太田川圏域における計画案についての最後の審議となります。これまで太田川圏域流域水循環協議会等で議論を重ね、当部会で御指導いただき、計画案の最終形が見えてきたところでございます。本日は計画案全体について御意見をいただき、1月26日に開催する環境審議会全体会で審議いただく答申案をまとめたいと思っております。委員の皆様から忌憚のない意見を賜りますよう、お願いいたします。

最近の水循環に関する状況ですが、御承知の方もいらっしゃると思いますが、天竜川において、夏から結構雨が少なく、渇水ということで、我々も非常に警戒はしていたのですが、11月からまた雨が非常に少なく、12月の2日から取水制限を実施しております。今は第2段階で、上水道が10パーセント、農業用水と工業用水が20パーセントという取水制限を実施中でございます。今後も1月、2月は非常に雨が少ないという予報が出ておまして、このままいきますと、またさらに強化しなければならないという状況になっております。

そうしたことで、県では利水者、河川管理者等と協力しながら、適宜適切な調整に努めているところでございます。こうした気候変動が我々の暮らしに様々な影響を及ぼしておりますが、今後水循環計画を推進するに当たりましては、流域水循環協議会の事務局の立場、そして健全な水循環を目指す県の立場として、関係する施策の進捗を適切に管理するとともに、気候変動に伴う水循環の変化にも意識を向けながら、水循環の保全を図っていきたいと考えております。引き続き御指導のほどよろしくお願いいたします。

それでは本日の審議、よろしくお願いいたします。

事務局 望月課長、ありがとうございました。それでは次第に沿って進めてまいります。次第の3番、報告といたしまして、太田川圏域流域水循環協議会の協議経緯等を、事務局から簡単に御報告いたします。お手元の資料1を御覧ください。「太田川圏域流域水循環協議会における協議経緯等」という資料になります。頭出しの項目のところは、1進捗状況、2協議事項、3部会審議後の予定ということで、簡単に御報告させていただきます。

まず、1進捗状況につきましてですが、環境審議会水循環保全部会におきまして、8月29日と11月26日、そして本日になりますが最終的な御審議をいただくという形で予定をしております。その右側になりますが、流域水循環協議会については、5月1日に協議会を設立いたしまして、幹事会を8月と11月の2回実施しました。協議会については5月と12月の2回実施をしております。12月19日の協議会で、これまでの部会の委員の皆様からいただいた御意見を反映した計画案によって、協議を行ったという状況です。この協議結果

を、今回お示しする計画案に反映しております。

そして、その他、関係団体と一般県民に対しましては、7月に関係団体へのアンケートを実施しました。また、パブリックコメントを年末年始の12月10日から1月5日まで実施いたしまして、1件のみですが、御意見をいただいております。

次に2番の協議事項ですが、こちらにつきましては、流域水循環協議会を中心に協議をいたしまして、環境審議会の水循環保全部会では、専門的な立場から御審議をいただいたという形で進めてまいりました。詳細な内容につきましては、この後の議事の中で説明させていただきます。

最後に、3番の部会審議後の予定ですが、1月26日の環境審議会で答申をした後に、2月中に水循環保全部会議での協議を経まして、3月中には計画の決定をする予定になっております。簡単ではございますが、太田川圏域の流域水循環協議会における協議経緯等について、御報告をさせていただきます。以上で報告事項は終了します。

それでは、議事の4に移りたいと思いますが、ここからの議事進行につきましては、蔵治部会長にお願いいたします。

蔵治部会長 改めまして、皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願います。4の議事からスタートいたします。まず(1)水循環計画案について、御説明をお願いします。

事務局 それでは、太田川圏域流域水循環計画案について御説明いたします。お配りした資料のうち、資料2-2が計画案の本文となっております。なお、非常に長い計画になりますので、本日は資料2-1の要約版を用いて説明しながら、前回、皆様に御審議いただいた御意見等の回答も踏まえまして、必要に応じて本文も参照しながら御説明したいと考えております。よろしくお願います。

では、資料2-1の1ページ、第1章「流域水循環計画とは」から御覧ください。ここでは健全な水循環や流域水循環計画の策定について、それから、下の「本計画のねらい」、「計画期間」等を記載しております。今回、特に流域総合水管理に取り組み、健全な水循環の保全に関する施策の効果的な推進を図るために、必要な流域毎に水循環計画を定めると書いております。流域総合水管理の考え方、相乗効果と利益相反という考え方も、1回目の部会の時にお示しいただきましたが、そういったところに留意しながら計画策定を進めていくということを明記した形です。

2ページ目です。太田川圏域の概要です。ここでは太田川圏域の範囲、土地利用、水利用の状況等について、概要版では簡潔に示しております。なお、本文では、地形・地質、気象、それから水利用を表流水、地下水に分けて記載し

ております。気象、利水、地下水、水収支としておりますが、前回、前々回の部会でも御審議いただきました、水循環の状況につきまして、本文の資料 2 - 2 の 25 ページに修正した水収支図を掲載しております。

この数字については、前回と一部変わっているところがございますが、前回藤川委員に御指摘いただいたとおり、地表水、地下水のそれぞれの収支がゼロとなるように流出量を配分いたしました。また、山川先生から御意見いただいた出典についても、下に明記するとともに、算出した数字の根拠等は、今回、付属資料 9 に添付をしております。

では次に、概要版に戻っていただきまして、3 ページから 4 ページです。太田川圏域の現状と課題を記載しています。こちらには水質、水量、災害・治水、自然環境、暮らしの各分類に分けて現状と課題を記載しております。この中で、いくつか前回、前々回と御指摘いただいた点について御説明いたします。

まず、水質の 3 段目です。太田川ダムの濁水放流の長期化について、谷委員から、ダム内だけでなく上流・下流両方にかかる話ではないかという御指摘をいただいております。確認しまして、現状のところはしっかり「上下流域の斜面崩落による濁水」も加え、記載をしております。

また、課題のところは「太田川ダム下流の」という表現があったのですが、「下流の」とすると、上下流両方に生じているというところが明記できないので、「太田川ダムの」という表現に変更しております。

また、こちらについては、資料 2 - 2 の 31 ページから記載をしております。まず 33 ページの 2 段落目に、濁水対策、ダムの上流域、貯水池内、下流域に分けて実施しており、そういうところでそれぞれの対策を記載するとともに、今後、河川だけでなく、環境、森林などで横断的に取り組むという記載を追記しました。

では、もう一度概要版に戻っていただきまして、自然環境の 2 番目のところについては、浅見委員から以前御意見いただきました、山地、丘陵部、それから平地のため池、干潟、沿岸部に至るまで、豊かな生物相が形成されているというところを、しっかりこの圏域の特徴として記載したところでございます。課題感についても「山間部から沿岸部にかけての特徴ある生育・生息環境の保全」という形で明記しました。

行ったり来たりで恐縮ですが、計画書の 54 ページに、その旨を記載しております。上流部、中流部の特徴、それから桶ヶ谷沼、これはため池、沼等の話で、河口部、干潟、それから下流部ということで、それぞれの特徴を記載するようにしております。ここに、前回御指摘いただいております、弁財天川のハマボウ群落等に関する記載なども追加した他、ベッコウトンボの記載など、その他部分、記載を見直しております。

では、また概要版ですが、暮らしの2つ目の現状と課題です。山本委員から御意見いただいております、リバーフレンドの河川愛護というのだけではなくて、連携といったことが重要ではないかということでしたので、連携、情報発信というところを関連付けて記載をするとともに、様々な主体の連携・協働を課題として明記し直しました。こちらについても本文で整理をしております。

それから、計画書案63ページになります。雨水・再生水利用のところのトピックで、この雨水・再生水利用に加えて、スマート農業の実施、それから水利用の効率化といったところを入れたほうがいいのではないかとということで、トピックを探しまして、最終段落に付け加える形にはなりましたが、「スマート農業の導入による水利用の効率化、太田川ダムで実施している小水力発電等」というところ、持続可能な水利用に対する支援が必要であるというところを明記したところです。

では、資料2-1、要約版です。現状、課題について、4ページ目で取り組みの対応状況をマトリックスとして示しております。

続いて5ページになります。太田川圏域の理念、目指すべき健全な水循環の姿について記載しております。こちらも、前回の審議でいろいろと御意見をいただいております結果を踏まえて、協議会等でも意見を集約しまして修正を図ったところです。まず理念について、前回御意見いただいた内容を踏まえて、「暮らしと豊かな自然が共存する太田川圏域を守る～地域の貴重な資源である水を将来世代に継承するために～」と修正いたしました。

まず「生活」となっていたところを、「暮らし」という文言に統一したところが一点です。それから、当初、水資源という言葉を使っておりましたが、これが水資源開発的な意味に取られるのではないかとということで、懸念がありましたので、「地域の貴重な資源である水」という表現に改めたところでございます。こちらは協議会で示しまして、変更案について了解を得たところでございます。

続いて、目指すべき健全な姿についてです。こちらは、前回提案した3つの姿、「清らかで豊かな流れをはぐくむ自然環境の維持又は回復」、「水循環の恵みを受ける産業と暮らしの調和のとれた発展」、「水災害（水害・土砂災害・渇水）の被害軽減」というところを示しています。

続いて6ページ目になります。「健全な水循環の維持又は回復のための目標」についてです。こちらも、生活という言葉と暮らしという言葉が混在しておりましたので、「暮らし」という言葉に統一しました。

そのほか、自然環境の目標については、前回も御意見いただきましたが、森から海まで豊かな生育・生息環境が広がっている太田川圏域の特徴をより示すように、前回示した森林や農地の広域的機能に特化した目標の内容ではなく、

「森・里・川・海の豊かな生育・生息環境を保全、回復する」という案に変更し、こちらでも流域水循環協議会で、再度この案でということによって了解を得たところでございます。これら5つの目標を達成することで、健全な水循環の姿、さらには理念の実現に向かっていくことを、下の図に示しております。

続いて、7ページ目から8ページ目になります。こちらには実施する24の施策を示しています。施策については流域総合水管理の考え方に基きまして、流域・治水、水利用、流域環境の間に生じる相乗効果、利益相反の関係に留意し、施策間の相互調整を図りながら実施するということを記載しております。

施策については、要約版の中では、相乗効果が発現される施策と相互に調整が必要な施策、そして、その調整内容を示しています。それぞれこのような形で示しております。また、計画書本文に行っていただきまして、少し飛びますが、75ページ以降のところにそれぞれ施策を示しておりますが、2行目に相乗効果や、施策間で相互調整が必要というところを示しております。

施策については、前回、森林に係る施策について、森林整備という言葉が入っているものが多くて、これがいろいろなものを示す言葉であって、逆にいえば何を示すか分かりづらいという、蔵治部会長から御指摘をいただいたところですが、これを踏まえて、森林施策はそれぞれを見直しまして、12番「山腹崩落地、荒廃溪流等の荒廃山地における治山事業の推進」と、80ページ自然環境の18番と19番の施策になります。18番「森の力再生事業による、荒廃した人工林、里山の放置された竹林や広葉樹林などの整備の推進」、それから19番「造林、下刈り、除伐、間伐などの支援の実施」この2項目に分けて記載したところです。

また、浅見委員、田中委員から、河川整備に関して、自然環境に配慮した河川整備が既に取り組みされていて、それに配慮しているというところを記載すべきではないかという御意見をいただいております。これについては、計画書の79ページや81ページの文章内になります。

例えば81ページを御覧いただきますと、最後の段落のところになりますが、2行目から弁財天川の干潟の話、ぼう僧川の河口付近等で河川改修との両立が図られていることなどです。また、海岸整備についてもしっかりと、アカウミガメへの影響等の対策、検討に基づき実施しているといったところを、明確に記載しております。こうしたことを、河川整備、海岸整備においても、現時点でも生育環境との両立を図りながら調整しているといったところを、しっかり確認しました。

資料の2-1に戻ります。9ページ目、指標の設定についてです。指標の設定については、前回も同じような指標をお示ししておりましたが、一点、森林の施策を先ほど見直したことに伴いまして、前回、自然環境のところ、森林

経営計画の認定面積を位置付けておりましたが、これを森の力再生事業で再生された面積ということで、目標を置き換えました。

また、浅見委員から、30by30の指標がないかということで御意見いただいております。これは市町の関係部局にそれぞれ確認したのですが、現段階では適切な指標の設定が難しいということでした。付属資料1に詳細な答えを書かせていただいております。なお、自然共生サイトの認定等について、現在、この太田川圏域内で、2か所で認定が既にされておりまして、今後も認定面積の向上を目指していくというところについては確認をしているところです。

では、最後になります、10ページです。流域水循環計画の実施体制、推進と進捗管理について記載しております。こちらは浜名湖圏域の時と同様となっておりますが、太田川圏域水循環協議会が今後中心となり、健全な水循環の状態を表す指標、それから施策の進捗状況を管理する指標を用いて計画の進捗管理を行いながら、関係機関と連携して取り組みを推進してまいります。また、指標を用いない施策についても実施状況や改善状況を把握し、必要な調査を行うなどして、本協議会において進捗状況を確認して推進を図ってまいります。

以上になります、事務局からの説明を終わります。

蔵治部会長 大変丁寧に御説明いただきありがとうございました。そうしましたら、今から時間を取りまして、太田川圏域水循環計画案に対しての御意見をいただきたいと思っております。これまで皆さんからいただいた御意見を踏まえた修正等を行っているところですが、専門的な見地から誤っている記載等、それから県民から見て誤解を与えうるような記載があれば、特に御意見いただければということです。それでは、会場にいらっしゃる方は挙手で、オンラインの方は挙手ボタン等でお知らせいただければと思っております。いかがでしょうか。

絹村委員 農業ため池ですが、今、治水ということで、流域治水の中で記載をされているということで、ため池の有効活用ということなのですが、ため池の本来の目的は利水で、特に太田川と、菊川の流域では、大変水に恵まれていないということで、昔からため池が大変多い地域でございます。利水としてのため池という部分も、少し記載があったほうがいいのかと考えてございますので、御検討いただけたらと思っております。

48ページに、農業用ため池の耐震・豪雨対策というところが治水として書かれているのですが、利水は書かれていないようです。20ページに「江戸時代から用水が開削されたものの」というところがあるのですが、この中で、江戸時代から明治くらいにかけて、ため池をだいぶ作ったという歴史があります。いわゆる河川からの取水以外にため池の水に頼った農業というのが、それが今の水田の歴史の中で、重要だということがありますので、御検討いただきたいと思っております。

蔵治部会長 20 ページを加筆するという御提案かと思いますが、いかがでしょうか。

事務局 御意見ありがとうございます。確かに農業用水は、今もため池はまだ水田用水として使っているところはかなりありますので、歴史的なところ、まず 20 ページの「かつて、太田川や」から「水不足に悩まされていた。」というところ辺りに、ため池を築造したという歴史の記述をしたいと思います。

そして、最後の「農業用水のうち」と書いてありますが、この辺りに、「農業用水に今でもため池を活用している」という現状を記載したいと思っておりますが、いかがでしょうか。内容については事務局で書かせていただいて、御判断いただきたいと思いますのですが。

蔵治部会長 異議はなさそうですので、御対応よろしくお願いいたします。

藤川委員 いろいろな注文に伝えていただきましてありがとうございます。ただ、25 ページの水収支、どうしてもこれにこだわるのですが、値が少し違うのです。3,225 というのが合わないです。インプットとアウトプットを同じにしていたのは非常にありがたいのですが、数字が 3,225 ではないと思います。それから、 Q_{si} や Q_{gi} が急に出てきたのですがどこにもないので、3,225 ではなくて、2,625 ではないでしょうか。

事務局 大変失礼しました。これは計算過程のものが少し残ってしまっておりまして、藤川先生がおっしゃるとおり、2,625 です。

藤川委員 それから、 Q_{si} と Q_{gi} というのがどこにもないので。

事務局 これも計算上の中に入れていた数字でして、最終的には相殺されて消えてしまうところですので、これは計算過程の数値が入ってしまいました。

藤川委員 では修正をお願いします。

蔵治部会長 これは途中段階のものが混ざってしまっているということになります。上の絵が正しく、下の式については修正されるということです。

順番が前後して恐縮なのですが、簡単なミスについてです。資料 1 の先ほどの報告事項のところ、2 の協議事項の (2) の「理念及び将来目指すべき姿」とあるのですが、この将来目指すべき姿の、3 つある中の真ん中のものが、「水循環の恵み」と書くところが間違えています。

事務局 失礼いたしました。

蔵治部会長 これは資料 3 にも、多分全く同じ間違いが伝播しているようなので、今のうちに申し上げておきます。

それと、その次の水災害というところなのですが、これも既にこのように書くということで決めているかと思うのですが、前の浜名湖圏域の時の議論では、水災害という中には津波なども入っているという話もしたと記憶しています。

括弧書きでこの3つだけ特出しされていると、海からの災害というのは水災害ではないのかという誤解というか、何が正しいのか分からないのですが、その辺りの、県民から見て、どこまでを視野に入れているのかが、疑問に思われるところがあるのかもしれないと思いました。

それで、本文を見ると、海岸の森林についてなど、記載があったような記憶があります。ですから、括弧書きの中を追加するのか、それともきりがなから括弧書きを取ってしまうのかという辺りを、検討していただいたほうがいいと思ったところですが、いかがでしょうか。

事務局 要素の中には入っています。津波、高潮となっています。

蔵治部会長 防潮堤整備というのが入っているのですよね。

事務局 御指摘いただいたところはそのとおりでございます。ただ、津波だけ書いてしまうと、今度は高潮がどうなのかと。そうなってくると、括弧書きがすごく長くなるかなというところはございます。

括弧の中に「等」を入れさせてもらうということで、どうですか。

蔵治部会長 でも、一応、「南海トラフ地震などの災害リスク増大により、遠州灘海岸における防潮堤整備の必要性が高まっており」と、要約版にも書いてあるということですから、「津波等」がいいかなという感じです。

藤川委員 だいぶ踏み込んだ表現ですね。

蔵治部会長 ここまで入れているのですから、津波がないというのは、逆に不自然なところではあります。

事務局 少し調整はしてみます。海岸部局と一度話をしなければならぬので、海岸部局の意向次第になる可能性はあるのですが、まず「津波等」という案で海岸部局にぶつけてみた上で、しっかりと検討して、それで最終案とさせていただきます。

今泉委員 私のPDFの画面がずれているだけかもしれないのですが、本編の5ページ目のPDCAサイクルは、矢印の位置がおかしいように思うのですが、いかがでしょうか。

事務局 画面表示ではうまく示されているのですが、PDFの形式等でずれてしまうことが生じます。すみませんでした。

今泉委員 80ページに「造林、下刈り、除伐、間伐などの実施の支援」というのが書かれていて、その下に説明文があるのですが、実施を支援するということが書かれているだけで、他の項目と比べると、具体的にどう支援するのかという記載が乏しいと思いました。何か支援の方向について、具体策があれば記載できるといいのかなと感じました。

事務局 ありがとうございます。おっしゃるとおり、ここについて、さらっと書いてしまっているところがございます。どこまで深く掘り下げて書けるか分

からないですが、森林部局に確認をしてみたいと思います。森林共生基本計画から持ってきている施策ということになりますので、再度確認を取ってみます。ありがとうございます。

今泉委員 18番が森の力再生事業と、具体的な事業名が書かれているのに対して、19番は少し漠然としているなど感じましたので、コメントさせていただきました。

事務局 ありがとうございます。一つ意図があるとすれば、この森の力再生事業については、県ないしは自治体を実施する事業になっておりますので、そちらの観点で書いています。19番は、森林の各所有者さん等が実際に行うことに対する支援ということになりますので、少し漠然とした書き方になっていきます。その違いはそういったところでございます。詳細な記載については、もう一度検討させていただきます。

蔵治部会長 ありがとうございます。関連して私も申し上げたいのですが、今の議論にあったところの、指標や目標値のところを見ると、国有林の間伐面積というのが書いてあるのですが、18番にしても19番にしても、国有林に対して支援するというところがないのではないかと思います。18番と19番の施策に対する指標に対して国有林の間伐面積を出すというのは、本当に妥当なのかというふうに言われるのではないかと思います。なぜ国有林の間伐面積を出しているのですか。

少なくともこの前半の資料、例えば59ページなどを見る限り、国有林という言葉は一回も出てきていないと思います。国有林というのが急に出てきて、この地域で国有林がどれだけを占めるのかということも、何も分からないのですが、これはやはり県民から見ても、森林の関係者が見たら、ものすごく違和感を感じるころだと思います。国有林を特出しする理由があるのかどうかというのが分からないまま、目標だけ急に出てきてしまっているということです。

事務局 確かに、施策と指標がちぐはぐというか、直接的に影響しないところになってしまっていますので、これは確かに指標としてふさわしくありません。また、国有林に対して何か施策があるかというところ、そこもないので、この指標を消させていただくような形を取りたいと思うのですが、いかがでしょうか。

蔵治部会長 それでもいいですね。

事務局 国有林の管理者ではなく、天竜森林管理署が所管していますので、そこは協議会にも入っているメンバーでございますので、そちらと相談した上で、削除する方向にしたいと思います。

蔵治部会長 時間がないのでやむを得ないと思うのですが、せつかく書いていただいているのだったら、本当は入れてあげたほうがいいのですが、そう

したら、かなり国有林に関する記述を追加しなければいけないと思いますので。

事務局 国有林の記載については、51 ページの現状・課題に記載しています。前回からの修正の流れで、確認不足のところがございまして、これに対して森林整備という施策が紐付いていて、指標で国有林の面積をうたっていたということになるのですが、今となっては、その部分は紐付けが難しくなっています。

蔵治部会長 51 ページについていえば、そもそもこの圏域の 46 パーセントは森林であると書いてあるのですが、その森林のうち、国有林が何パーセントなのかという数字ぐらいを書いたほうが親切なかなと思います。その割合がものすごく大きいのだったら、それは国有林のことを特出しする理由というのは出てくるのでしょうか、その割合すら分からないので、それぐらいは、51 ページに入れたほうがありがたいと思います。

浅見委員 自然環境に関して修正していただき、どうもありがとうございました。非常に分かりやすくなりました。80 ページの生物多様性のところ、20 番ですが、説明文のところで「本施策については、太田川」というのが、冒頭、地域戦略の前に来ているのですが、これはミスタイプかなと思います。

事務局 そうですね、失礼しました。これは単純なミスでございますので、削除いたします。

浅見委員 「生物多様性地域戦略等」と書きながら、地域戦略の中身について書かれているのですが、弁財天川が出てこないのです。弁財天川の干潟というのも、太田川に劣らず非常に素晴らしいものですので、何らかの形で入れていただければありがたいかなとは思っています。

59 ページの図 3.23 は少し不鮮明かなと思います。できることなら、もう少し鮮明な図のほうがいいかなという気がしました。

事務局 これは元々の資料の関係もあるかもしれないのですが、確認して、できるだけ粗くならないように修正したいと考えております。

蔵治部会長 ありがとうございます。

山川委員 本体の 39 ページに関連する、無降雨の日数の予想の部分なのですが、この辺りで、将来予測の 2 章で、気象の部分と関連してくると思います。19 ページに気温の予測と豪雨の予測が載っているのですが、無降雨の予測の表 3.8 は対応する内容かなと思ったのですが、いかがでしょうか。39 ページの表 3.8 では浜松を取り出して、無降雨の日数の予測が書いてあるのですが、これに対応する計算結果みたいなのが、19 ページの後に付いているといかないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

事務局 ありがとうございます。これは、データを探したのですが、ありません

でした。気象台のデータで、一応、気温と降水量についてはデータがあったのですが、無降雨の将来変化というのは、こちらで算出した数字はありますが、客観的な数字は今のところないという状況になっております。

山川委員 39 ページの表 3.8 の元になるデータが算出できないということですか。私の認識としては、19 ページの図 2.12 の気温の予測と、図 2.13 豪雨の予測と、一続きで無降雨の計算結果もあるのかなと勝手に思っていたのですが。

蔵治部会長 RCP のシナリオの数字も違うのですよね。ですから、前提条件が全然違う予測が書いてあるのです。

事務局 RCP が、39 ページの表 3.8 のシミュレーションは 2.6 シナリオ、19 ページの図 2.13 は 8.5 シナリオで、ここで言いたいことの趣旨が違うのもあって、変えているところがあります。無降雨日数は、計算で導き出しているものです。無降雨日数という気象予測のデータはあるのですが、この地域に関しての無降雨日数というのをピンポイントで調べたものというのが、このデータしかないというところですので、細かい数字は、もしかしたら出せるかもしれないのですが、細くなり過ぎてしまうかもしれません。

山川委員 39 ページの表 3.8 で予測値があるわけですよね。実績ではなくて、RCP2.6 シナリオで計算されている予測の空間分布みたいなものが示せれば、よりいいかなとはじめは思ったのですが、そもそも 19 ページは RCP8.5、39 ページは RCP2.6 ということなので、シナリオが違うのですよね。ここを整合させておくことが必要なのか分からないのですが。

事務局 19 ページは最も地球温暖化が進行した場合で、8.5 シナリオになります。ただ、39 ページについては、今後のある程度標準的な予測である 2.6 シナリオを採用しており、少し 19 ページと 39 ページの使っているモデルの意味合いは、違っていることを御理解いただければと思います。

山川委員 その点は承知しました。その上で、初めに私が思ったのは、19 ページに気温と豪雨の空間分布が示されているので、県内のいろいろな川を踏まえた空間分布が見られると、よりいいかなと、無降雨を考慮する上でも、空間分布がないかもしれないのですが、見渡せるとよりいいかなと思います。浜松がピンポイントで予測値が挙げられていますが、太田川に水を供給している天竜川にしても、大井川にしても、一体として減ってしまう可能性があるということが、見渡せるといいかなと思った次第です。データがなければ仕方がないです。

事務局 分かりました。その辺りのデータは確認してみます。

蔵治部会長 ありがとうございます。関連してですが、気象庁静岡地方気象台や東京管区気象台が発表しているのが 19 ページのデータですから、責任関係が

はっきりしているわけですが、39 ページの表 3.8 というのは、上の本文中にも、今後無降雨日数の増加による取水制限日数の増加の可能性があるとして書かれているだけで、誰が責任を持って示した数字なのかというのはどこにも書いていないのですよね。

ですから、これは県庁が県庁独自のシミュレーションを行ったというのであれば、「静岡県で行ったシミュレーションによると」など、一言書いておいたほうがいいのではないですか。そうでないと、誰が示しているのかという情報が全然ないような気がするのですが。

事務局 分かりました。表の出典に記載を追加します。

蔵治部会長 こういうところは予測している主体が違うという、責任の所在が違うというのは明確にしたほうがいいかなと思います。

田中委員 表 3.8 にこだわるのですが、RCP2.6 上の計算結果は見えていないのですが、これは気温の上昇といっても、2036 と 2040 のところでは降水量が減ってしまうのですよね。これはどうなのでしょう。今、部会長がおっしゃったように、何々を使ってどこがやったかということがないと、信用できないような話になってしまいますものね。

事務局 ありがとうございます。確かに今後、無降雨が多くなっていくという予想がついていますので、その辺りの調整については本文中にもしっかりと、天竜川・大井川の利水関係者で調整していくという旨を書いておりますが、そのように今後の施策としては実施していく予定でございます。

浅見委員 78 ページの最後の段落で、「施策 9 及び施策 12 は」というところで終わっているのですが、ここに 13 を付け足していただけますでしょうか。先ほどの絹村委員のお話にもありましたように、ため池が昔からあったということが、種の保存法で指定されているベッコウトンボの生息を可能にできたということに結び付いてきますので、ぜひここに書き加えていただければと思います。

事務局 ありがとうございます。施策 13 については構造物の設置、土地の形質変更等とは、少し趣旨が違うものになりますので、ここに直接記載するかどうかはあるのですが、記載してよいかどうかを、まず農地関係部局と確認を取ってみます。

それ以外のところも当然あることは承知しておりますが、施策の意図の関連と、どのように位置付けるかを関係部局と検討したいと思います。

蔵治部会長 13 番の施策というのは、ため池の耐震化やため池の形を変えるということが書かれているわけですから、この「一方」のところに加えることが妥当ではないと、私は思いましたが、御検討いただければと思います。

谷委員 26 ページの第 3 章、河川の水質のところ、逆川、弁財天川の水質の

記載が全くないというのは、何か意味があるのでしょうか。御検討ください。

そして、3章で、図3.2や表3.1、表3.2、31ページの図3.5などは本文中に対応がないので、そこも少し御検討いただけますでしょうか。

そして、図3.8の早期濁水放流など、これが本文中にないのです。表3.2に1行だけそれぞれ言葉が書いてあるのですが、これの説明がないです。図3.8に対応する本文の記載がないので、図を取ってしまうか、本文中に1行でも記載したほうがよろしいのではないかとということをご指摘しておきます。

事務局 ありがとうございます。御指摘いただいたところが抜けておりましたので、もう一度見直しまして、インデックスを整理したいと思います。

33ページについては、御指摘いただいた点、2段落目のところにそれぞれ記載をしています。上流、貯水池内、ダムの下流というのを2段落に書いてありまして、早期濁水放流については、わずかにですが、2段落目の3行目の後ろに記載しています。ここも図の参照を明記していきます。

蔵治部会長 他にございますでしょうか。本当に多岐にわたる内容が書いてあるので、細かいことを言い出すと切りがない部分はあるかなと思うのですが、よろしいでしょうか。

では、議事については、審議は終了したいと思います。今回も多数の委員からの御意見が出ましたが、改めて検討していただいて、必要によって修正いただくようお願いしたいと思います。私が確認したほうがよろしいですか、それとも事務局一任でもよろしいですか。

絹村委員 部会長に確認いただいた方が。

蔵治部会長 分かりました。では、今後の対応については私に一任させていただいて、事務局との間で相談していきたいと思います。よろしく願いいたします。時間もない中ですが、何とか対応できればと思います。

そうしましたら、議事次第に戻りまして、議事の4の(2)ということになるのですが、環境審議会への報告についてということで、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、1月26日に開催される環境審議会全体会での、水循環保全部会からの報告案について御説明いたします。資料3を御覧ください。まず1ページ目が、報告書の鏡文になっております。2ページ目以降に別添があります。こちらに審議の状況、策定趣旨、計画案の概要を、それぞれ大見出しとして付けております。

審議の状況ですが、太田川圏域水循環計画については、8月に太田川圏域の現状と課題について、11月に圏域の理念、目指すべき健全な水循環の姿、目標、施策および指標について、そして、本日は計画案について、合計3回にわたり審議を行いました。

2の策定の趣旨等については、圏域内で国、県、市のおのおのが様々な課題に対して施策を実施していますが、本計画の策定により、各主体の理念、将来目指すべき姿を共有し、水循環に関する施策等を連携して実施すること、さらには、既存施策において未対応の課題が見出された場合は、新たな取り組みにつなげるということのを記載しております。

また、計画期間については、令和8年度から令和17年度までの10年間としています。

計画の概要についてはここに記載しておりますが、審議会当日は、先ほどの資料2-1、計画案の要約版を用いて、部会長から説明いただく予定でございます。答申書については、本資料3の鏡、それから別添と、資料2-2、太田川圏域水循環計画案を添付いたしまして、答申案としております。以上で環境審議会への報告案についての説明を終わります。

蔵治部会長 御説明ありがとうございました。それでは、報告案に関する審議をしたいと思います、御意見、御質問がある方は挙手をお願いいたします。

部会の皆様は、この環境審議会本会も、基本は参加していただくという理解でよかったですか。

事務局 部会の中で、委員として参加いただいている4名、浅見先生、谷先生、藤川先生、それから山本先生に御参加いただく予定です。特別委員の皆様は出席しないです。

蔵治部会長 承知しました。何かございますでしょうか。先ほど私が指摘した修正点だけは、修正していただけるとありがたいです。

事務局 すみません、事務局から一点修正がございました。細かいところですが、2の計画策定の着眼点、「太田川圏域では、国、県、市及び」となっておりますが、「町」が入ります。失礼いたしました。そして、先ほど蔵治先生から御指摘いただいた点、それから2ページ目の水災害の括弧書きのところは、先ほど御提案いただいた目標に応じて修正いたします。

蔵治部会長 その下のポンチ絵の中にもありますので、そこも忘れないようにお願いします。

では、本件に関する審議は終了ということにいたします。これは、今の修正を確認した上で確定とさせていただきたいと思っております。そうしましたら、この議事2点が終了いたしましたので、今年度、この部会に付託された諮問事項については、部会として結論を出すことができたということになります。委員の皆様には、昨年度に引き続き熱心に御審議いただき、本当にありがとうございました。御協力に感謝申し上げます。

以上で、本日予定した議事は終了いたしました。最後に何か御発言がありましたらお願いしたいと思います。

事務局 事務局からよろしいでしょうか。

蔵治部会長 お願いします。

事務局 本日お配りしました、流域水循環計画策定の今後の予定についてというワンペーパーがございますので、そちらを御覧ください。ウェブの方にはこちらから別途共有させていただきます。

よろしいですか。今年度、太田川圏域を今進めているところでございますが、富士川圏域につきまして、これから設立準備会を来週開いて、細部を進めていきます。実は、その後なのですが、順番ですが、条例の第15条第2項に基づいて、流域水循環計画は、健全な水循環の保全を図る緊急性の高いと認められる流域から、順次進めるという規定になっておりまして、以前、各地域の課題や問題点を点数化して、順番を決めさせていただいております。

そうしますと、次が大井川・菊川圏域を進めることになるのですが、実はこの大井川ですが、ちょうどこの策定とぴったり合っているのですが、令和8年から9年にかけて、河川整備基本方針と河川整備計画が変更されるということが分かってまいりました。

やはり河川整備基本方針、河川整備計画につきましては、今後の河川整備の根幹を成すところかと思うので、それが決まってから策定したほうがよろしいのではないかということで、事務局では、下にあるスケジュールなのですが、大井川圏域を後ろに持っていきまして、先に安倍川圏域を進めさせていただきたいということで考えております。

これについては、以前の部会と本会にも諮って、部会に諮問させていただいて、それで、本会に答申していることとなりますので、今後どういう形で本会に諮っていくかも含めて、御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

蔵治部会長 ありがとうございます。それではこの件について、委員の皆さんから御意見をいただきたいと思っております。御意見はございますでしょうか。

絹村委員 河川整備の基本方針から見直すということなのですが、やはり圏域の水循環を考える上では、そこが始まらないとなかなか議論が難しい、また何かでひっくり返るようなこともないとはいえないものですから、少し待ってもいいのかなと思っております。国交省のほうで、少なくとも基本方針は固めた後のほうが、議論がしやすくなるのではないかということで、提案いただいた内容で私はいいいのではないかと考えます。

蔵治部会長 ありがとうございます。私の意見を申し上げますと、私は条例第15条の2について、健全な水循環の保全を図る緊急性が高いと認められる流域から順次と、条例上定められているということは、かなり重いことかなと思っております。その条文に沿って、私どもがかなり苦勞して点数付けをして、緊

急性を評価したという経緯があるわけなのですが、それで決めた順番というものを逆転させるというのは、正直、条例に書いてある文言と相反するような順番で物事を進めようとするという提案のようにも聞こえるわけです。

それで、水循環の計画の中で河川に関する計画というのは、一部としては非常に重要であるわけですが、一部でしかないことも事実です。その水循環には、河川以外にも様々な、森林から海まで含む、いろいろな計画が関係していますが、それぞれの計画が全ていろいろなスケジュールで見直しがされるという中でやってきているわけですから、私個人の意見としては、順番を変えるという対応をせずに、何かいい工夫がないかということをおもったところです。

具体的には、河川整備基本方針あるいは河川整備計画が変更された後に、それが水循環計画に影響が及ぶのであれば、その時点で見直しをするということをおもえながら、議論をしていけばいいのではないかなと、そういうことが可能ではないのかなというふうにおもったところです。

やはり条例に定められた「緊急性の高い」という文言をひっくり返すというのは、それなりに、なぜそういうことをするのかということが、環境審議会の本会でも議論されたわけですし、当然マスコミ等にも伝わるような話でもありますので、余計な誤解を招かないようにするためにも、いったん決めた順番は守ったほうがよいのではないかなという印象を持ったところではあります。

なので、絹村委員と意見が相反してしまいましたが、他の皆様からの意見もぜひ伺えればとおもったところです。

藤川委員 条例にあるという話なのですが、そもそも最初にこの流域をどこから決めようかといった時には、東からにしようか、西からにしようかというぐらい、それぐらいのもので、各流域とも問題点はたくさんあったと思うのです。どこにも緊急性というのはあったと思うので、私としては、この河川整備基本方針というものがあるのであれば、ずらしてもいいのかなと考えます。

蔵治部会長 これは今日どうしても決めなければいけないということではないわけですね。まだ時間の余裕があるのかなという気もします。今日は自由に意見を言っていただくような場でよいかと思いますが、いかがでしょうか。

やはり、私の個人の思いばかりで申し訳ないのですが、河川整備基本方針あるいは整備計画だけを特出しして、それを配慮するという対応になるわけなので、そういうことをやってしまうと、この条例というのは河川法の下位計画なのですかと誤解されかねないと思うのです。

でも、やはり水循環基本法という法律なり条例というのは、河川は河川単独で存在しているわけではないわけで、全体の水循環の中での河川という位置付けでやっていこうということと、必ずしも県のやることは国の上意下達で、国

が言っているからそれに従わなければいけないということではなくて、国と県が力を合わせて、対等な立場で計画を立てていこうという理念に基づいているのだと思うのです。

ですから、そういう理念から考えたら、では森林の計画はどうか、海岸の計画はどうかという、全部出てきてしまうわけなので、あまり賢いやり方ではないのではないかと思います。水循環は河川だけではないというのは、法律にも条例にも明記されているわけですから、そういうところをここで、これは部会長としてではなくて、個人としての思いとして述べさせていただくと、私はそういう意見なのです。

田中委員 例えば、本当に、河川の基本方針や整備計画というのは、これは今ここでやっている水循環と、また違った着目点で決めているわけです。ちなみに、狩野川ですが、昨年6月に基本方針ができて、実は今、基本計画には一部やっているのですが、もう整備計画が3月までにできてしまいます。

それはなぜかという、河川は、災害が起きている緊急性でやっています。また、今ここでやっていることとは違う見方で、実はやっているわけなのです。

そういう意味からすると、初めはそうかなと、絹村委員の発言も一理あるのですが、やはり部会長の言う、そういう見方が、私は今やっている議論に関しては適切なような感じがします。

蔵治部会長 ありがとうございます。他の御意見はありますか。どうぞ。

山川委員 私も蔵治委員長の懸念されるところは、やはり少し気になるところはありまして、この河川整備計画が、どれだけ流域水循環計画に影響を及ぼすのか分からないところもあるのですが、ここに5年後の中間評価とありますよね。要は今、流域で進めている、流域の水循環計画のアップデートをしていく時系列の中で、こういう別の施策などが、後から分かってくるようなことが十分可能であれば、当初決めた順番が理にかなっているのではないかなと思っていますところ。

今泉委員 私は、皆さんがおっしゃることはもっともだと思うので、どうしようかなという感じです。こっちが良いというのはなかなか申し上げられません。

事務局 やはり蔵治先生がおっしゃっていただいたとおり、条例に書かれている文言を見ると、緊急性が高いと認められる流域から順次定めるということが明記されているので、この緊急性を覆さない限り、ここの順番は変えるべきではないという認識には、確かになるかと思えます。

そこを覆すような理由が立てられるかを、もう一度我々として確認をして判断したいと思っていますので、その時にはまた、皆さんに諮らせていただく形を取りたいと思いますが、よろしいですか。

蔵治部会長 では、この件については継続審議という扱いかと思いますが、御検

討いただければと思います。よろしくお願ひいたします。それでは、進行はここで事務局にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

事務局 蔵治部会長、進行ありがとうございました。今年度は例年より1回多い4回にわたる部会審議において、部会長をはじめ、委員の皆様から貴重な御意見を賜りまして、御礼を申し上げます。今後、1月下旬に開催予定の環境審議会の本会で答申していただき、水循環保全部会会議において、3月末に計画は最終決定をすることになりますので、よろしくお願ひします。

では、以上をもちまして、令和7年度第4回静岡県環境審議会水循環保全部会を終了いたします。本日はありがとうございました。